

平成 29 年 3 月 13 日 (月曜日)

(会議第 2 日目)

応招議員

1 番	坂 本 あ や	2 番	濱 村 博	3 番	藤 本 岩 義
4 番	山 崎 正 男	5 番	澳 本 哲 也	6 番	宮 川 徳 光
7 番	小 永 正 裕	8 番	中 島 一 郎	9 番	宮 地 葉 子
10 番	森 治 史	11 番	池 内 弘 道	12 番	浅 野 修 一
13 番	小 松 孝 年	14 番	矢 野 昭 三		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	松 田 春 喜
町 参 事	北 岸 英 敏	総 務 課 長	森 田 貞 男
情報防災課長	松 本 敏 郎	税 務 課 長	川 村 一 秋
住 民 課 長	藤 本 浩 之	健康福祉課長	宮 川 茂 俊
農業振興課長	宮 地 丈 夫	まちづくり課長	金 子 伸
産業推進室長	門 田 政 史	地域住民課長	矢 野 雅 彦
海洋森林課長	尾 崎 憲 二	建 設 課 長	今 西 文 明
会 計 管 理 者	小 橋 智 恵 美	教 育 課 長	坂 本 勝
教 育 次 長	畦 地 和 也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦                      書 記 都 築 智 美

議 事 日 程 第 2 号

平成 29 年 3 月 13 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 議案第 80 号から第 111 号まで  
(質疑・委員会付託)

## 議 事 の 経 過

平成 29 年 3 月 13 日  
午前 9 時 00 分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

日程第 1、議案第 80 号、黒潮町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてから、議案第 111 号、黒潮町和紙工房施設に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 80 号、黒潮町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

条例はなかなか難しく、私の解釈がもしかしたら間違ってるかもしれませんが、参考資料の方でお尋ねします。その方が分かりやすいので。

参考資料の 3 ページですけどね、現行はですね、実施機関は次の各号に掲げる事項については取り扱いをしてはならないとありますね。その、取り扱いをしてはならない事項というのがカッコ 1 と 2 じゃないかなと思うんですが。個人の思想、信条及び宗教に関する事項。まあ、2 はありますね。

それで改正の方はですね、実施機関は、要配慮個人情報、本人の人種、信条、社会的身分、犯罪のうんぬんとありますが、ここに思想と宗教が抜けてるんですよ。

それで私の解釈が正しければですから、抜けてるのか。それだったら、なぜこれらが対象にならないのか。

お尋ねします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは宮地議員のご質問にお答えを致します。

この、先ほどご質問ありました個人の思想、信条、宗教でございますけど、新しく改正されましたこの要配慮個人情報の中でですね、カッコ書きで書いておりますけど。この中にですね、人種、信条、そういう社会的身分、犯罪の経歴および犯罪と。犯罪により害を被った事実を含まれる個人情報に限りということ、この中ですべて含まれているということになっております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

すいません、私はね、それらを含まれてないんじゃないかということで聞いたんですけど含まれてると言われましたけど、信条と思想がイコールとするんですか。

そして、宗教が抜けてるんですけどね、そういうところは取り扱いをしては構わないというふうに解釈にもなるんですけど。

これらはどうなんですか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

先ほど言いましたように、今回の改正につきましてその付近はですね、このように整理をされていきましたので、ご理解をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

じゃあ、これは黒潮町独自で作ったものなんですかね。マニュアルはありますけど、その点については全然、疑問点といたしますか作ったときにですね。それなくて、全部、思想も宗教も含まれてると。文言で言うたら絶対含まれてないですよ。これでいくとね。

含まれてると、それでもう解釈してるのか。意識的に抜いたと思いませんけど。

どうなんですかね。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それではお答え致します。

今回、国の上位法のこの個人情報絡みの改正がありまして、で、本町としましてはその改正に倣いですね、一部改正を致しましたので、そのように認識をしております。町独自でどうこうということはありません。

議長（矢野昭三君）

ほかはございませんか。

質疑なしですね。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 80 号の質疑を終わります。

次に、議案第 81 号、黒潮町移住者支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 81 号の質疑を終わります。

次に、議案第 82 号、黒潮町ふるさと納税基金条例の制定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 82 号の質疑を終わります。

次に、議案第 83 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 83 号の質疑を終わります。

次に、議案第 84 号、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第84号の質疑を終わります。

次に、議案第85号、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についての質疑はありませんか。

森君。

10番(森 治史君)

これから改正で、委託から指定管理者の方法を取って今から運営していく。指定管理じゃなしに委託に移るときにかなりの町の予算を入れて改修した、藤縄の所にあるあこ、菌茸工場だと思いますんですけど。

その指定管理になったら、今までみたいに3年ぐらいで一定の期間で委託がやまってしまいましたが、町として指定管理方法を取れば、継続してこの菌茸工場が、今までお金入れてきたこともありますけど、継続して雇用も発生し、継続してできるというお考えなのかどうかをお伺い致します。

議長(矢野昭三君)

農業振興課長。

農業振興課長(宮地丈夫君)

森議員のご質問にお答え致します。

ただ今、この施設につきまして改修を行うべきで、事業申請の計画を行っております。

また、なおかつですね、募集につきましても、説明会を行う募集を今行っておる段階でございまして、指定管理に今後移行していきたいという考えでございまして、5年なり3年なりのスパンで継続して雇用につきましても続けて行っていきたいという考えでございまして。

以上です。

議長(矢野昭三君)

森君。

10番(森 治史君)

確かこれ、さっきの委託の事業を始めるときに、かなりの町からのをいろんなもの。中に残ったものを片付けるとか、それからエアコンがいかんとかクーラーがどうの、冷蔵庫がどうののかいうことで、かなりのお金を入れておりましたが、またこの次に、その方がまあ撤退した後、また再度運営するについて、それ3年か4年ぐらいしかたっていないと思うんですけど、お金を入れて修繕してから。もう既にその傷みが出てきておるんでしょうか。かなりのお金が入ったと思うんです。あの時点で。

まあ、痛んだものは、あればそれは次の方に指定をするにしても、ちゃんと直すもんは直して指定して、経営が安定してできるということが前提ですので、それは構いませんけど。

そんなに傷みがあったものかどうか、お伺い致します。

議長(矢野昭三君)

農業振興課長。

農業振興課長(宮地丈夫君)

前回修繕をした個所にはですね、この冷房施設は入っておりません。平成20年ぐらいに修繕をしたはずですけど、その中にはこの冷房施設が入っておりませんので、平成2年から4年にかけてこの建物ができておりますので、そのときからこの冷房施設については本格的な修繕は行っておりませんので、それに対して今回、修

繕を計画しているということでございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

山崎君。

4 番（山崎正男君）

この施設については過去、委託、指定管理をされて、順調にやっているものと考えておりましたけれど、今後、指定管理というこういう条件でやるわけですけど。

その受け手というか指定管理者がおればいいわけですけど、町が何らかの条件を出して、この建物、施設を継続していくためには、今後、条件整備も整えていくというような将来的な考えもあるがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

山崎議員のご質問にお答え致します。

条件整備でございますが、まず、先ほど言いましたように施設、冷房設備等を修繕等を図ってですね、整備を図っていききたいというところでございます。

雇用につきましても新たに募集を今掛けておりますので、この施設そのものが共同利用というところが原則でございますので、まず町内の方々の応募をいただいて、その中で審査等をしていきたいと。

それがもし駄目であればですね、町外への募集ということを考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 85 号の質疑を終わります。

次に、議案第 86 号、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 86 号の質疑を終わります。

次に、議案第 87 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

これ、反対とかいうのやなくてちょっと。議案説明のときと、それから、私、水道審議委員会の委員をやらせてもろうてますけど、そのとこで言われたことで大事なことが抜けちゃうと思うんですけど。これが違うんですけどあれですが。

あの水道審議会の場合で、今から水道料金に対して国の基準がありますと。この基準に達してない場合には、今から大きな事業を抱えている水道事業の中で、国からの補助金がもらえなくなる可能性が高いというということがありましたが、議案説明のところではそういうことは抜けて、確かに 20 何年間水道料金は上げてない。

だから赤字経営になりましたということでしたけど、そのことだけでしたら、私たち水道審議会ではそのように説明を受けております。

ここは、提出議案のときの説明漏れなんでしょうか。それとも、そういうことはなくて、ただ赤字経営になったから水道料金上げるのか。

それによったら、私たち水道審議会委員の中にも、かなりの方がその判断を委ねられた部分に大きな問題があると思います。片や、国の基準に達しない最低料金であれば、国からの補助金が下りてこないと言われた場合、水道審議会委員としては、あ、やむを得ないなという感覚になります。それが今回の議案の説明の中でもされるかなと思いましたが、その分がありませんでしたので。

実際に国の基準があって、国の基準に合わせなければ補助金が出ないものかどうか。そのへん明確にしていただかないと、私としても判断を再度しなければいけませんので。

そここのところの説明をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは質問にお答えします。

水道審議会の中で、上水道事業のいわゆる補助採択要件として、補助を頂くときにはこれぐらいの平均値がないと補助金は受けられないという話がされたと思います。

で、今回、提案に際してその点は抜けております。これから上水道事業の布設替え等、新水源等の対応等で、一定の国の基準に合致する料金体系にならないと補助採択を受けられませんので、その点ご了解いただきたい。

抜けておりました。失礼しました。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 87 号の質疑を終わります。

次に、議案第 88 号、黒潮町和紙工房施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 88 号の質疑を終わります。

次に、議案第 89 号、平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、第 1 表歳入歳出予算補正の質疑を行います。

初めに、歳入のうち、1 款の質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、2 款の質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、3 款の質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、5 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、6 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、7 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、8 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、9 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、12 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、13 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、14 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、15 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、16 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、17 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、18 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、20 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち2 款の質疑はありませんか。

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

33 ページ、下から 4 行目になります。委託料です。国土調査費の委託料。

この中で1,600 万ほど減額されておりますが、国の補助事業の減額といたしますか、それで下げられたということですが。

(議場から何事か発言あり)

これ、総務じゃきかまん。

(議長から「はい」との発言あり)

すいません。

委託料のところで、1,694 万の減額になっております。

これは前に一般質問でお願いもしましたし、町の本来負担すべき、あの法定外町共物。赤道、青線の刈り払いの部分が、他町村では委託先に交付されておるということをお話しさせてもろうたと思いますが。

この付近はきちっと検討するということでしたけども、その受け手側の森林組合等の協議の中でやられたんでしょうか。それはこの減額の中に入ってるんですかね。それとも、払われた残りがこれなんでしょうか。

お伺いします。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (森田貞男君)

藤本議員の質問にお答えを致します。

この減額につきましては、基本的に国の割り当ての関係の減額でございます。

今回、調査地域は、有井川、市野々川、川奥地区を調査しました。

先ほど藤本議員からご質問のありました、その赤道、青線の刈り払い等についてでございますけど。その部分につきましては、特に山につきましては森林組合の方に委託をしておりますけど、その委託料の中で刈り払い等は行っていただいております。

議長 (矢野昭三君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

それは一定の金額の算定の根拠の中に、例えば何メートルと、概略かも分らないですけども、その分は計算されて 28 年度は支払いがなされておるといふ考え方でよろしいんですか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

再質問にお答え致します。

一応、基準の方は地籍調査の手引きの方で基準係がございまして、一定、山の場合は境界の見通せる範囲、恐らく、山ですと2メートルぐらいの範囲になろうかと思えますけど。その分の刈り払いというか。

あくまで機械で見ますので、その場所によれば結構刈り払いせないかんとこもあろうかと思えますけど、当面、国の基準に定めた歩掛（ぶがかり）でお願いしているというところがございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

歩掛（ぶがかり）の分で、多分その分は入ってないがじゃないかなと。

本来は、地権者が刈り払いとかいう形をやっていくことなんですけども、特に法定外町共物についてはですね別に、別枠として当然、町が行って刈らないかんものを、そのの受けた所が人を雇うて刈り払いをせないかんということで、非常にその法定外町共物がある場合には資金的にも非常にしんどいところがあると思うんですよ。

これは隣接の四万十町らでも、一定の金額を算定して支払いをされておる。そのことが委託先の経営安定にもつながるし、進んで受けていただいているところの感謝もあると思うんですが。これを前回のときに、四万十町、隣接の町とも様子をうかがって森林組合とも協議をしていく、それに対応していくということだったと思ってるんですが。

単純に歩掛（ぶがかり）だけでのがじゃなくてですね、そのことを私は言いゆうがですが、それはどうなんですか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答えを致します。

森林組合に委託を始めたのが、市野々川の山林調査から始めました。で、現在、川奥の山林を実施しております。

先ほど藤本議員が言われましたように、現地の状況がですねかなり法定外町共物の方にかなり、刈り払いに労力が掛かっていくということがあればですね、再度、森林組合の方とも聞き取りをし、また近隣市町村の状況等も再度確認をさせていただいて、来年度の調査に向けては検討していきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

30ページですが、30ページ、財政管理費のところですね。

25節積立金の上から4番目ぐらいですか、同対施設使用料調整基金207万7,000円の減額ですけども、これはどの施設で、この基金が減額になった理由ですね。それをお尋ねします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは宮地議員のご質問にお答えします。

同対施設使用料調整基金の減額の方でございますけど。これにつきましては使用料の減免等によります分がございまして、菌茸共同施設の方で、金額もご報告した方がよろしいでしょうか。場所だけで。

（宮地議員から何事か発言あり）

取りあえず場所がですね、菌茸共同施設、それから大方共同作業場、あの縫製工場の方ですね。それから体験交流施設、それから縫製関係等の共同作業場でそれぞれ減額になっておりますので、その分が積立金の方の減になるということでございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

すいません、使用料が減額になったということは、減免したとかそういうような意味ですか。

ちょっと分からなかったんですけど。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

お答え致します。

使用料につきましては、各その施設の所で減免ということになります。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

52 ページの方になりますけど、52 ページの方で水産振興費の方で、13 委託料、15 工事請負費、17 節公有財産購入費、それから 1 つ下のページになって、22 節の賠償金とかいう所の項目で減額になっております。これ、佐賀地区漁業集落環境整備実施測量設計、あくまでも佐賀地域の漁業集落環境整備事業であります。

場所として、恐らく佐賀の港に近い方だと思いますけど、明神とかいろいろな地区名がありますが。どこを

やる工事で、それでこの減額になっちゃうがは場所はどこか全然分からないんですが。

場所のあれと、どういう内容でこれが減額になったかということの2点をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは森議員の質問にお答えします。

場所につきましては、下分地区避難路ということになります。農協から郵便局へ向けての道路、避難路になります。

減額の理由は、当初国へ要望していましたが、4割程度しか予算配分がなかったために減額をしています。その分、29年度の方へ予算を措置をしています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今の説明でいきますと、農協から局のところですから、住民の方々が広げてほしいという土地は購入されたと思うんですけど、そこの所のことだと思います。

ほいたら、今年、29年度の方でまた予算張り付けしてやっていくということで解釈してよろしいんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは、あらためてお答えします。

29年度予算の方へ、この工事費ならびに補償費、その部分は今回の3月議会の提案をさせていただいています。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

ページの方が58ページの方になります。その15節の、まあ説明はいろいろと聞いたと思いますけど、私の方が聞き漏らしかもしれませんけど。58ページの15節工事請負費の4,129万の減額は、これ書いてくれますけど、どういう理由でこれが減額になったかということの説明を求めます。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは質問にお答え致します。

この工事費におきましては、記入させてもらっているように新庁舎の防災広場のほか1路線の工事費の減額となっておりますけれども、当初、要望額に対しまして、3つの事業に分かれているんですけども、一つの65パーセントの補助対象分については5割少々の内示額でございました。

その後、他の自治体からの受け入れができない等の補助金の関係もございまして、それについては黒潮町の方で受け入れ等もやったんですけども、この事業費について4,100万円がどうしても当初より内示額が低かったために、この金額を減額させていただいたというところでございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今の説明で分かりました。予定していた、国からとかいろんなどこの補助金が入らった関係で、この4,129万というものが当初予算からは削減しなくてはいけなくなったということですが。

住民の方々が今一番気にされてるのが、ほんとに11月にできるかかという。ものすごく庁舎に関連しては、今、皆さんがこう、ほんとにできるかかということで。まあ今、建物もだんだんできてきますので、それは皆さん、それなりに分かっていただけだと思います。

それで私らも、取られた場合に、私は予定は組んでるのでまず間違いなく完成するでしょと言ってます。はなからこういうように予算がつかならったから道路が遅れるというようなことになってくると、本当に厳しい状態になるのではないかなというように思うんですが。

そのへんの見通し、まあちょっと難しいかもしれませんが、取りあえず今年の11月を完成目標にしておりますので、そのへんのこと間違いなくとは言わんけど、ほぼで結構ですが。道路もすべて出来上がってという予定は、完成予定がされるかどうか。

すいません、ちょっと難しい問題になるかもしれませんけど。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答えしたいと思います。

庁舎建設におきましては、現在のところ順調に、建物等の建設については進んでおります。

それにアクセスする道路につきましても、29年度予算で計上させていただいておりますので、新年度に入り工事発注をして対応してまいるところでございますけれども。

その庁舎の建設に伴うてですね、駐車場関係の工事も2款の方で、庁舎建設費の方で計上させてもらっているところでございますけれども。その高低上の関係で、駐車場についての所について再度調整等も必要ではないかと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

小松君。

13 番 (小松孝年君)

60 ページの備品購入費の所ですけれども、これ説明で IP トランシーバーの入札減と聞きましたけれども、かなり大きい額で入札減額ながですけど、何台ぐらい買ってこれだけの大きい入札減になったか、ちょっと説明をお願いします。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では、小松議員のご質問にお答えしたいと思います。

IP トランシーバー、備品関係ですので最低入札価格を定めず入札でやりました。

それで、入札したのは 34 台でございます。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

質疑ございませんか。

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

今の所ですが、せっかく予算があつて、34 台を安く買えたと。結構な話じゃと思います。

しかし、まだこれでもですね、この間も地域防災計画の中で集会所から災害本部や支部の方に届かないと。通信ができないという所もあると思うんです。そういう所にこの付近は、もう少しこの予算が余ればですね購入していただきたらと思ったんですが。

その付近は予算とか、向こうへ申請して補助とか、そんなのまでは難しかったわけですか。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では、この関係で藤本議員のご質問にお答えしたいと思います。

備品買うのは、おっしゃるとおり多く買った方がいいと思うんですけど、ランニングコストの問題で台数を検討してきております。いわゆる月に使用料 1,000 円とか要ります (後段で「消費税抜きで 2,200 円」に訂正の発言あり) ので、そういう関係です。

議長 (矢野昭三君)

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、12 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出全部の質疑を終わります。

これで、第1表歳入歳出予算補正の質疑を終わります。

次の、第2表繰越明許費補正の質疑は分割して行います。

初めに、追加および変更を合わせて、2款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、3款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、6款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、追加および変更を合わせて、8款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、9款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、10款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、11款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第2表繰越明許費補正の質疑を終わります。

次に、第3表債務負担行為補正の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第3表債務負担行為補正の質疑を終わります。

次に、第4表地方債補正の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第4表地方債補正の質疑を終わります。

これで、議案第89号の質疑を終わります。

次に、議案第90号、平成28年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 90 号の質疑を終わります。

次に、議案第 91 号、平成 28 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 91 号の質疑を終わります。

次に、議案第 92 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 92 号の質疑を終わります。

次に、議案第 93 号、平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 93 号の質疑を終わります。

次に、議案第 94 号、平成 28 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 94 号の質疑を終わります。

次に、議案第 95 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 95 号の質疑を終わります。

次に、議案第 96 号、平成 28 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 96 号の質疑を終わります。

次の、議案第 97 号、平成 29 年度黒潮町一般会計予算についての質疑は分割して行います。

初めに、第 1 表歳入歳出予算の質疑を行います。

初めに、歳入のうち、1 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、2 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、3 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、5 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、6 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、7 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、8 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、9 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、12 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、13 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、14 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、15 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、16 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、17 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、18 款の質疑はありませんか。

中島君。

8 番 (中島一郎君)

すみません、37 ページのふるさと納税基金繰入金、この 2 億ですが。積立金から 2 億円崩して、この繰入金をはめているんですが。本来、ふるさと納税のこの使用目的といますか、それを黒潮においてはですね、納税者の方の考え方をいれて、よほど指定はある程度してると思うんですね。

それは 1 つには、豊かな自然環境の保全に関する事業。2 つ目として、水産業の振興に関する事業。3 つ目として、農業の振興に関する事業。それから 4 つ目に、教育など人づくりに関する事業。それから 5 つ目に、災害に強いまちづくりに関する事業。それから 6 に、自治体にお任せという分野に分かれていると思うんですが。この財源が、財源調整するために繰入金を入れていることは分かりますが、このよほどの指定というものを、目的というものをある程度かんがみして予算化へ向いて入れているのか。ただ 2 億をそのまま、そのままと言ったらちょっと失礼ですけれども、漠然的に入れているのか。

この 6 項目についてのある分、分別というものは、大まかでも構いませんが一応やったという考え方の上でしょうか。

その点、よろしくをお願いします。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (森田貞男君)

それでは中島議員の、ふるさと納税基金についてご説明を致します。

先ほど議員からおっしゃっていただきました目的でございますけど、これ、ふるさと納税寄付金取扱要綱の第 3 条に、現在まで寄付金の活用指定ということで、先ほど言いました自然環境、漁業、農業、教育等に指定をしていくと。寄付者の方がですね。そういうことで取り扱ってまいりました。

今回の議案でもお示ししていますとおり、ふるさと納税基金条例を制定を致します。今後はですねこれに基づいて、説明しましたように基金条例の設置目的第 1 条にありますこれに沿ってですね、活用をしてまいります。

昨年までも、この寄付いただいた寄付金につきましては、こういう活用事業に充てていたということでございます。

議長 (矢野昭三君)

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、19 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、20 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

森君。

10 番 (森 治史君)

これ 2 款の方のあれですが、総務委員会に付託ではないと思ってますが、ふるさと納税の方の扱いは、

2 款の中のふるさと納税の部分は総務が管轄しますか、産建が管轄しますか。ものすごく複雑になってますので、それがありますんです。で、この内容でどちらが。私は総務委員会なので、ここでこれが総務委員会のもんじゃなかったらできますけど。そのへんが分からんもんで、今、ちょっと確認事項ということでまずお伺い致します。時々そういう確認事項をせんと、2 款、3 款の間でまたいでするので、果たして自分は総務やけど、これ触ってええがかとかいうような感じに今なってますんです。

また、産建の方もそうやと思うんですけど。はっきり、このとことこのとことというように指定がないもんで。ただ、3 款のうちにとか、2 款のうちのそれぞれの所管するものと言われたときに、ちょっと判断ができんところがあるがですけど。

ほんで、このふるさと納税の方は産建の方の事案になりますかね。そのとこと先聞いちょかんと。

議長 (矢野昭三君)

暫時休憩します。

休 憩 9 時 49 分

再 開 9 時 50 分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に戻って会議を開きます。

森君、どうぞ質問を続けてください。

10 番 (森 治史君)

そしたらあれですが、この 47 ページのふるさと納税用務が 432 万 8,000 円が挙がってます。それから、48 ページの方の納税寄附金ということで謝礼で 1 億 4,500 万が挙がっておりまして、次のページの所の 49 ページの方でも、委託料として、ふるさと納税の委託業務が 2,800 万が挙がっております。

それで、ただ金額を足していきよりますと、果たして 2 億円の見込みでこの金額を出しちょうのか。ちょっと合点がいかん言うたら怒られますけど、つじつまが合わんという。こちらにも、54 ページの方にも推進基金とふるさと納税基金が 2 億 1,000 円という形で挙がってきておりますけど。そういうとこであれすると、何か 70 数パーセントがそういう経費とか。

あの 50 何パーセントの予定の中でも、いいのは地産ですので、返礼商品が町内の物が買われているということでは大変有意義なことだと思っております。それで潤う方もおるので、それはそれで結構なことながですけど、何かその数字が場当たりの、まあ予算組んじょうけん場当たりではないと思いますけど、こう足していきようと 2 億円の積立金するには、とてもじゃないけどこの金額でほんとに予定金額が合うがかなというように思うんですが、その方の見込みとしてはどのようなものながでしょうか。

どれだけを見込んできても、最初見込みが出てましたけど、その見込み、ちょっと金額は忘れちゃったけど。それからすると、この7節、8節、13節なんか出てきてる金額を足していくと、なかなか2億円の積み立てができる金額ではないように思うんですが、そのへんの。まあ、あくまでも見込みですのでどれだけ来るか分からないものですので、納税の方が。

まあ、どのような見込みながかをひとつお願い致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁させていただきます。

ふるさと納税の仕組み自体がですね、寄附者から寄附を頂いて、その寄附をいったん入して受けると。その受ける金額の想定が2億円ということで、今回、歳入の方で計上させていただきました。

出の方でそれぞれ出ておりますけれども、返礼品とそれから送料まで、現在のところはうちの方が持っております。これは、返礼品として町が支出するということになっておりますので、出ではそういうことになっていきます。

で、今年度、議会からもご指摘いただきましたように、少し寄付金総額に対して純粋な寄付として黒潮町に残る部分ですね。そちらが少ないのではないかとというようなご指摘もありましたので、内製化を図る準備を今してるところです。

ただし、新年度当初の4月1日からそれがスタートできるという段階にないので、委託費の方も組み合わせていただいていると。それは合算するとちょっとボリュームは大きいですが、これは掛かる経費のマックスがここに計上されておりますので、そういったご理解でいただければと思います。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今の説明で、完全にとはよう言いませんけど、予算組んじょう部分はちょっとあらかじめ余分に組んじょう部分があるということで、それはあれですが、よろしいんでしょうけど。

今、ふるさと納税というのが加熱になっております。で、今、町長が説明がありましたように、やはりちょっと町の方に残るような形で返礼品の方を調整するという事になったときに、実際にその見向きしてもらえないという時のこともあるがですね。今、週刊誌なんかでよく書かれておりますけど、隣の市町村はものすごいけど隣には産物がないばっかりにとかいうような形で、ふるさと納税がなかなか、潤う所と潤わないとことができてきてること、これは都市部の方でふるさと納税した場合には、その都市部に入る税金の税収が下がるとかいう、なかなか複雑な関係がかかわってきてるようです。

この制度として、地域の産物とか特産品とかいうことが売れるということでは、この収入の、まあなかなか減になってきてる高齢者とか農産物作ってる方々、加工業者の方々には、いい制度だと思えます。

どう言ったらいいかな、今後も続けていけるものだと思っておりますけど、町長が言うようには、このふるさと納税というものがずっと継続して町内の税の潤いとなるように取り組んでいかれる考えがあるのかについて。これ、いつやまるか分かりません。国の方の政策ですので分かりませんが、国のこういう政策がある間は、町としても一生懸命取り組んでいく考えなのかについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答え致します。

制度自体の今後の継続か、あるいは打ち切りかというのは、少し国の方の問題でして言及することはなかなかちょっと難しいんですけども。

これまでも表明してまいりましたように、ふるさと納税の仕組みを使って町内の産品を広く打ち出していくというのは、これまで答弁させていただいたところです。

それから、参考までに町の税収に及ぼす効果ですけども、当然のことながら、ふるさと納税期をご利用いただく住民の皆さんがおられますと税収が減っていくと。こういうことになります。ただし理論上はですね、現在の町民に課せられる税金の中の最大値を、もし全員の方がご寄付をどこかの自治体にふるさと納税をされた場合と、現在頂いている寄付総額を比較しますと、うちは今のところはマイナスにはなっていないと。つまり、ご寄付を頂くことの方の効果が大きいと。

ただし、これは寄付金総額に対しての比較でございますので、そこから返礼品を打って、それから送料をお支払いして、そして委託料をお支払いして、純然に残る、この金額との比較ではありませんので、そちらとの差をこれから内製化によって詰めていこうと、こういったことです。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

何点が質問していきます。

最初、51 ページですが、13 節委託料、大方球場球場運営等管理委託 398 万 4,000 円。これはどこに委託してるのか。

それから下ですね、一番下。集会施設耐震診断委託。これもどこに委託していくのか。

そしてですね、今、この集会所とかの耐震は、建物はいいんだけど、最近問題になってるのが天井だとかそういうものができてなくて、実際になったら使えなかったとか、そういうことがあるんですけども。そういう建物の構造だけじゃなくて、そういう所まで耐震の方に入るのかどうか。

それからですね、57 ページってください。57 ページ、19 節の上のところですね、デマンドバスの車両更新補助金、ありますね、772 万 4,000 円。これは、バスを 1 台購入するんでしょうか。

それからその下ですが、エリアデマンド実証運行費補助金ありますが、この実証する地域はどこでしょうか。

それからもう一つ、60 ページいきます。19 節負担金補助及び交付金の所で、補助交付金の所で下から 5 行目ぐらいになりますか、自衛隊家族会補助金がありますね、40 万ですが。これ、自衛隊家族というのはどのような活動しておられて、大体何人ぐらいの人がいるのか。

これらについてお聞きします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは宮地議員のご質問にお答えを致します。

まず最初は、大方球場の運営等管理委託でございますけど。これ、例年どおり NPO 砂浜美術館の方に委託をしていきます。

それから、集会施設の委託。今回、耐震診断ならびに耐震設計の方を計上させていただいております。

これにつきましては、補助の分の対象になります所がですね、蜷川の生活改善センター。ここは建設年度が54年ですので、この分につきましては補助で対応していきます。

そのほか、集会所の中で56以降の分で、補助の対象にならった所がございます。それを今回、診断ならびに設計の方をしてまいります。その分が約8カ所、大方地域の分でありますので入れております。

それと、建物構造の部分でご質問がありましたけど、それにつきましては診断ならびにその設計の中で十分、設計業者の方にも確認をしていきたいと思っております。

それから57ページで、デマンドバスの車両の更新補助金とエリアデマンドの実証運行のことについてご質問があったと思っております。

デマンドバスの車両購入につきましては、これ10人乗りのバスをですね、現在2台買うようにしております。

それから実証運行の補助金のところでございますけど、これにつきましては3地区を予定しております。馬荷、湊川、それから蜷川。ここで、3地区で実証運行を計画したいということで予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員のご質問、60ページの諸費の中ですね、自衛隊家族会補助金40万円についてのご質問にお答えしたいと思います。

この補助金の大きな内容は、毎年、自衛隊の楽団のコンサートをさせていただいております、それが最も大きな費用でございます。

それから、どのような活動をこの家族会はされてるかということですけど、自衛隊に行ってるご子息の支援をしておることはもちろんですけど、この家族会を通じて町と自衛隊とのまたコミュニケーションも取らせていただいております。

それから、何人おるかというご質問ですけど、ちょっと名簿、手元がないので正確な数字、ちょっと把握してません。総会、毎年開催しておりますけれど、そのときは15の方が参加されますけれど全員参加されてませんので、少し正確な数字については、ちょっとこの場でご了承いただければと思います（後段で「22世帯」との発言あり）。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

すみません、少し補足の答弁をさせていただきます。

51ページ最下段の、集会施設耐震診断委託307万3,000円。この中に、総務課長が答弁しましたように、現行の補助制度では対象になっていない施設も含まれているという答弁をさせていただいたところです。

町と致しましては、昭和56年以降の建物であっても避難所として有効活用しなければならない施設について、耐震診断を行うべきであって耐震改修まで踏み込むべきであろうという意思統一まではできています。

ただし、県の方に、今、この昭和56年以降の建物についても補助対象として検討いただきたいという旨をお伝えしているところでありまして、本年度、予算は挙げさせていただきましたが、もし今年度中に、来年度に向けてあるいは再来年度に向けて検討いただけるというご返事をいただきましたら、この予算は未執行でお願いさせていただきたいと思っております。ただし、本年度中にその検討はできないという正式なご返答をいただい

た場合は予算執行させていただきたいと、このようになっています。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

すいません、今の 51 ページの所ですが。この 56 年以降の建物で 8 カ所と言われましたけど、分かりましたらどこそこの集会所かということ。

それからもう一つですね、デマンドバスの所、57 ページですね。エリアデマンドの実施、馬荷、湊川、蜷川ですが、これはもう今年度からすぐ始めて、来年度実施とかそういうことで。前、町長から答弁ありましたけどそこまでの。今年 1 年間やるんですかね、この実証運行というのは。どういうふうになるんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それではお答え致します。

まず最初に、集会所の方でございますけど。米原の集会所、それから仲分川の集会所、伴太郎の集会所、大屋敷の集会所、大井川の集会所、下馬荷集落センター、中馬荷集落センター、それから大方橋川の集会所になります。

それから、実証運行の方でございますけど。当面ですね、29 年度 1 年実証運行をして、それからまた検討していくということになるかと思います。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

質問する前にちょっと確認させてください。

66 ページの 18 節の備品購入費についてちょっとお伺いしたいのですが、私が質問してもいいでしょうか。

議長（矢野昭三君）

庁舎は産建の方へ入っておりますが。

6 番（宮川徳光君）

じゃあ駄目でしょうか。はい、分かりました。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

58 ページ、まず 1 点目、12 の役務費ですが、これは目で言いますとふるさと創生事業費なんですけど、ここで車検とか修繕料ですかね、その付近が組まれておるようですが、どの車を修繕するがですかね。

というのは、これで運営しておったのはですね、ふるさと創生資金を利用して使っておった研修バスについては、教育委員会にもう既に移管をされたと思っております。まだ要綱は変わっておるか変わっておらないかは分かりませんが、その付近はどのようにしておるんでしょう。移管しておいて、またこちらから出されるんですかね。それがまず 1 点です。

それから 61 ページ、一番下の委託料のところです。パソコンの廃棄処分委託というのが 60 万ほど組まれてお

りますが、これは完全にもう駄目な機器の廃棄処分なんではないでしょうか。

もし、子どもたちが使えるとかいうものであればですね、今の中身は入ってなくても結構、キーボードをせつくとかいうところで保育所あたりにでも遊んでもらうのに使えないもんかなあとと思います。その付近を、完全にいかなかいもんかどうかを聞きたいです。

それからですね 63 ページ、上から 2 行目のところになりますか、14 の使用料及び賃借料で、結構高い 7,000 万ほどのシステム・ソフトウェア使用料と書いてますが、これは基本的に何のシステム・ソフトウェアなんでしょう。

結構、ほかの所でもシステム購入とかいろいろありますんで、そこで対応してないものだろうとは思いますが、何なのでしょう。

以上、お伺いします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

そしたら、最初のご質問、ふるさと創生事業費の関係のバスの関係についてお答えをさせていただきたいと思えます。

今お話がありましたように、ふるさと創生のバスについては四万十交通さんに 4 月以降貸してありましてですね、そのことは 6 月議会だったと思えますが、ご質問いただいたところでございます。

その後ですね、四万十交通にお貸ししたのは三菱のバスでございましたけども、その後、その三菱のバスについてはこの研修用バスから除外しまして、別のトヨタの方のバスを研修バスとして指定する内部手続きを行いましたので、そのバスについての費用をここに計上させていただいております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員のご質問にお答えしていきたいと思えます。

情報推進費の方の委託料の方で、パソコンの廃棄料 60 万についてのご質問でございますけれど、部品について保育所とかで使えないかというふうなご質問、ご意見でございますが、基本的に本体の方は行政データが入ってますので、そういう再利用というのは全く考えておりません。

ただ、議員ご指摘のようにキーボードとかそういうものを保育所とかで使えないかというご質問、ご意見でございますけれど、そういう検討、ちょっと今までやったことがなくて、どの部分はいいのかどうかというところまで詰めたことは今まで検討してなくて、一括廃棄というふうにしておりました。

そういう需要があるのかないかも含めて、少しそこは検討させていただきますけれど、基本的には町のパソコンの方は、再利用というのは全く考えておりません。

以上でございます。

それからもう 1 点の、14 節の使用料及び賃借料、システム・ソフトウェア使用料 7,051 万。大変大きな金額でございますけれど、どういうふうなものに使っておるかということについて少し説明をさせていただきたいと思えます。

まず一番大きいのは、総合住民情報システムサービス。これに農家台帳、今年システムとして追加されてきましたけれど、これが一番大きくて 4,845 万 9,768 円となっております。

あと大きいのは、図書館システムのサービス。それから、税の eLTAX (エルタックス) AP 使用料。それから、戸籍総合システム・ブックレスハードウェアというふうなものが大きなものでございます。

細かく言えば、19 項目によつてのソフトウェアを使用料として計上させていただいております。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

1 番目のバスの関係ですが、代わりのがを、まあトヨタの分をやつてすぐにまた車検みたいなもので。

何か、前には新規購入を検討していただくということだったと思うんですが、前回質問したときにはそのような方向でということでしたが。新規購入したがやったら、早から車検が要るかな思うんですけど。古いバスをそしたら横流しということなんですかね。

それであれば、今ありゆう研修、もともとあった研修バスは大きいですので、その逆の方がいいかなと思うんですけども、その付近はどんなになっておるのでしょうか。

それから、パソコンの廃棄処分委託いうがですけども、何台あるかちょっと分かりませんが、先ほど言ったデータが入っているのであればフォーマットしていただいて、まずリカバリー作っていちよつてフォーマットしていただいたらすつともう消えてしまいますので、後はそのデータの的には入らない方法は幾らでもあると思いますが。それはさて置いて、希望を聞いていただくということです。やる方としてはそういう方法を使えばですね、それほど役掛からなくて。動いておるのであればですよ。もう傷んで電源も何も駄目だというのやったら仕方ないですけども、ある程度動くのであればそういう活用をしていただいたら、小さい子どもたちが興味を持つようなことはですね、やっていただいたらどうかなと思いますので。そこら付近も含めて、再度検討していただきたいと思います。

システムの方はまあ了解致しましたが、これは何言いますかね、言語をやはり変えた関係で要るんですかね。前は住基システムの分にはグーグルですかね、そちらの方で書いた分を利用されておったと思うんですが、今度変えるような話もちらつと前に聞いておりましたので。

それを变更后、今から先、ずっと毎年これが要るということでよろしいんですか。

議長 (矢野昭三君)

地域住民課長。

地域住民課長 (矢野雅彦君)

それでは再質問にお答えさせていただきたいと思います。

今まで、過去に使っておりましたその三菱のバスにつきましては、運転手さんの評判というのは非常に悪くてですね、パワーがないと。で、高速道路で満員に近い人数を乗せていくと、40 キロぐらいから 50 キロぐらいしか出ないというようなことも起こつたようでございます。そういったことからですね、運転手さんの意見としてはですね、その三菱のバスについてはちょっと研修用というか、県外用には向かないと。そういうようなご意見だったというように聞いております。

そうしたことがありましたけれども、ただ、この近辺で乗るについては特段問題なしに乗れるということもございまして、四万十交通さんの方にスクールバスとして使用していただいているということでございます。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

まず、パソコンの再利用、フォーマットして簡単に使えるんじゃないかというようなご意見でございますけれど、ソフト上でフォーマットしても専門家が復元する場合があります。ものすごい詳しいデータで。だから、結論的に情報のパソコンについてはですね、データは物理的に壊します。通常のフォーマットするような消し方では通用しません。だから、最終的には物理的な処理が必要になってきます。それぐらい厳重に処理しますので。通常、自分たちの個人が扱っているようなフォーマットとか消し方では処理が不十分ですのでそういう対応をしておるので、そこはご理解いただきたいと思います。

それからソフトウェアのことでですけど、単に言語を書き換えるレベルのものではなくて、まず、大きなのは法律が変わる。それから、マイナンバー制度も非常に大きな原因になります。そういうさまざまな制度。もちろん、ソフト自体のバージョンアップもごさいませけれど。

そういうさまざまな要因によって、現在の行政運用に通用する状況に持っていくために、やはり経費が必要となってきます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

バスのがですけども、新しい研修バスがなぜあの大きさというのは、もうちょっとほんとは大きかったら良いんですけども。県外行ったときに非常に、今の、通常子どもたちが乗っておるようなバスはですね、非常に窮屈で疲れるということもあってですね、あの大きさに、ある程度ゆったりしたものにしておるといことなんですが、そういうものを購入する考え方はないがですかね。

今、車検を受けないかんいうたら、古いバスを当てごうちよるので新しいバスか何かで広く町民に、逆に言うたらですね、啓発して研修してもらおうということは大事じゃと思うんですが。その付近をお伺いしたいと思います。今後の計画について。

それから、ソフトウェアの件は了解しました。

これ、先ほど1つ質問を付け加えておったと思うんですが、毎年毎年これが要るわけですかね。それをお願いします。

それから、パソコンの古いのがの活用についてはよく分かっています。ただ、壊さないでやる方法もあると思います。逆に書き込むというやり方で消してしまうという方法もあるようですが。まあ最大限、一番壊すのがシンプルで間違いないと思いますので。それをどちらを考えるかによって違ってくると思います。まあ、それはそれでいいです。

まず2点。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、三菱のその以前の研修バスにつきましてはですね、購入してから確か25年ぐらいたっておりました。それで、具体的に言いますとターボが付いてない関係で非常に馬力がないということで、先ほども申し上げましたが、上り坂なんかでは40キロから50キロぐらしか出ないというようなことだったようでございます。

それで、今指定しておりますバスにつきましてはですね平成 19 年の購入でございます、10 年ぐらいはたっておりますけども、バスとしての車両としては非常にまだ新しい方だというように思っております。

現時点において、新しいバスの購入についてはちょっとを明確なことはお答えできませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

ソフトウェアの使用料について毎年必要かというご質問でございますけれど、毎年必要なものもあれば、そうでないものもあるのも確かですけれど。

例えば図書館のシステムなんか、基本的に 5 年間ぐらいがウェアの使用期間だと思っております。その 5 年ぐらいを過ぎると、やはり新しいバージョンに変えていくような作業になろうかと思えます。

それから、この使用料の中にはウイルスバスターとかいうようなセキュリティー上の使用料、これ一年一年の契約になりますので、その都度毎年必要になってきます。

それからもう一つの質問、パソコンの廃棄のことでございますけど、行政としてはこれ非常に慎重に扱わなければいけない部分だと思っております。万一のことも、情報がそこから出る、その影響の大きさを考えると、藤本議員がおっしゃるようにさまざまなやり方はあろうかと思えますけれど、最も完全な方法を現在のところ変えるつもりはございません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

この際、10 時 40 分まで休憩します。

休 憩 10 時 22 分

再 開 10 時 40 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

情報防災課長から発言を求められております。

これを許します。

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、先ほど答弁した点で 1 点間違いがありましたのと、1 点の補足をさせていただきたいと思えます。

まず、藤本議員の IP トランシーバーの月の利用料、私、1,000 円ぐらい要するというふうに申しましたけれど、正確には消費税抜きで 2,200 円要ります。

それからもう 1 点、宮地議員から保護者会の人数をご質問されましたけど、22 世帯でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

それでは、引き続き会議を開きます。  
歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。  
森君。

10 番（森 治史君）

81 ページの方を見てください。6 目の方の町民館運営費の方の所になりますけど、報酬という所で町民館相談事業補助職員の 416 万 8,000 円が挙がっておることと。

それから、その下のデイサービスの休日開館用務の 186 万 3,000 円。これいかんとかじゃなくって、その相談員さんが何名、いうけど補助ということですので。町民館は佐賀地区と大方地区とにありますので、それぞれ何名の配数なのか。もともと補助ということやから、専従の方が必ず 1 人はおるということになると思いますが、それで専従の職員さんが何名で、補助が何名か。内容としては、どのようなことの相談を受けるのかということと。

それから、デイサービスの休日開館用務ということで、人がいることは確かですので、ここも何日ぐらいを開けていう予定での用務の方の費用を充てておるのかということの、この 2 点をお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは森議員の質問にお答え致します。

町民館相談事業補助職員の部分につきましてですが、町民館には町職員が 2 名おります。

それと、相談補助職員として両町民館に 1 名ずつ職員を配しております。

それから、デイサービスおよび休日開館用務につきましては、休日開館は土曜日を、佐賀町民館の方は開館をしております。これが毎週土曜日ということになります。

それからデイサービスにつきましては、デイサービス事業を行うときの部分の補助職員として、月に 6 日分を計上させていただいております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

今ののですが、その人数とあれはありましたけど、ちょっと答弁漏れみたいになっておりますけど。

2 名というのは職員さんが 2 名おるということで、町職員が 2 名ということは、各、佐賀地区と大方地区とに 2 名おって、そこに各 1 名ずつを補助として来ていただいているということ。

内容的なものとしては、どういう相談を受けるかということもお伺いしたつもりでしたけど。

一緒に、再度答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

すいません、答弁漏れがございました。

議員のおっしゃるとおり、佐賀町民館に正職員として 2 名、そして相談職員として 1 名。それから大方町民館にもですね、正職員として 2 名、そして相談員として 1 名ということでございます。

その相談員の業務につきましては、巡回を行いまして、生活支援全般をですね相談として行っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

4款の方ですが、まず最初は95ページの方にあります報償費ですが。報償費の方の高知家健康パスポートということで79万5,000円が載っておりますが、この事業内容をお伺い致しますことと。

100ページの方にあります、私、ちょっと数字はそんな大きくないんですけど、一番上段の所に新生児の聴覚検査の健康診断等とあって36万1,000円が計上されております。これは、あくまでも新生児ですのでその年に生まれる人数と思いますが、一人当たりどれくらいの費用、というよりも何人を予定されておるか。出産予定を何名見込んでおられるかということをお願い致しますことと。

その下の19節の負担金補助及び交付金の所で、不妊治療のことについての200万円が計上されております。これはお子さんが生まれにくくて、いろいろと問題抱えている方にとってはなかなかいい補助だと思っておりますが。これも、大体どれくらいの人数の方を予定されておるのか。

それと、102ページの方で工事請負の方の15節になりますけど900万円。水道未普及地の解消ですが、これは地域と戸数はどのようになっておるかをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

質問にお答えします。

まず、95ページの下段の健康パスポート事業につきまして、事業内容をということです。

まず、高知家健康パスポート事業は、高知県が昨年9月ぐらいから進めておる事業で、健康に関すること、例えば人間ドックであったり講習会であったり、プールの利用、ゴルフ場の利用で、ポイントが付加されます。それを3枚集めると、健康パスポートという冊子をもらえるようになります。その冊子を持っていることによって、高知県の施設から特待、優遇を受けたりすることができる事業となります。

健康パスポート事業につきましては、事業説明は以上です。

それと、99ページから100ページまでの新生児の聴覚検査です。人数のご質問でしたが、一応、黒潮町の生まれる新生児の方は50名から60名ですが、一応、予算上65名を想定して予算要求をしております。

それと、3番目の特定不妊治療に関してですが、何人を想定しているかということですが。平成29年度の予算としましては、治療一回当たり10万円程度の補助申請が恐らく20件来るという想定で、200万円を計上させていただいております。

なお、黒潮町内の対象者につきましては、5名前後になるのではないかと想定をしております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは、102 ページの工事請負費についてご説明致します。

水道未普及地域の地域解消として、久保浦地区と大方地区のしだの川地区で、それぞれ戸数は、久保浦地区については7戸、そして、しだの川地区では3戸、予定しております。

以上でございます。

(森議員から「議長、すいません。今、早かって聞き取れてないがですがね。答弁のときの戸数とか何とかがちょっと早過ぎて。もう少しゆっくり、もう一度」との発言あり)

議長 (矢野昭三君)

最後のところですか。水道の件ですか。

(森議員から「水道の方です」との発言あり)

はい。

もう一度、ゆっくりお願いします。

建設課長 (今西文明君)

そしたら、ゆっくりしゃべります。

それでは、まず佐賀地区の久保浦地区の7戸、そして、大方地区のしだの川地区の3戸を予定しています。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

質疑ございませんか。

森君。

10 番 (森 治史君)

先ほど説明いただきましたけど、95 ページ、報償費の方のあれですが。パスポートの方ですが、何か健康に関することを行った、プールとか水泳とかゴルフとかというようにありましたけど。

じゃあ、そういう施設の方へ行って判をつけてもらうということになるがでしょうか。

それから、3 枚集まったらパスポートをあげるということです。そのパスポートによって、恐らくこのあれに加盟して、高知家というがですか。健康パスポートに加盟した商店とか、県のいろんな施設の所で割引が利くのか。それとも、またそこを利用することによってポイントが集まったら、さらにもっと豪華なものが用意されているのか。そのへんがちょっと分かりませんが。

今の答弁の中で、県の施設がどうのこうのいうことは分かりましたんですけど、その内容的なもので、個人的なお店でもそのパスポートを持っていったら1割程度とか5パーセントの割引があるような制度になっておるものなのか。再度、そのあれをいただきたいと思うこと。

100 ページの方で、ちょっと不妊治療の方でございますが、これについても10万円というようになりかねない金額になりますが、およそどれくらいの費用、まあ何パーセントか何割を補助しようもんでしょうか。丸々、不妊治療の費用を、これ保険が利く対象になるがやろうか不妊治療というのは、治療じゃない、治療と付いちゃうけど病気ではないということになったら、まあ100パーセントの出費になると。10割負担になると思いますので、それをどの程度町が補助してあげているのかということになるかと思いますが。

そのへんの補助率が分かれば、お願いを致します。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

まず、95 ページから 96 ページの高知家健康パスポートについてお答えします。割引になるのは県が指定した施設ということで、まず、この予算の要求について少し説明をさせていただきます。

まず、報償費の1 段目の特典の所ですが 79 万 5,000 円を要求しておりますが、これは黒潮町が行うインセンティブ事業といいまして、黒潮町独自で特典を構えて、健康に対する取り組みを住民の皆さまに積極的にやっていたらこうということで、特典の費用として 79 万 5,000 円を予算計上させていただいております。

それと、2 段目の健康パスポート関連協力員という所で 18 万円要求をさせていただいておりますが、セット化検診の際に、健康パスポートに関する説明であったりポイントの付与であったり、いうところの協力員という形で、18 万円要求をさせていただいております。

健康パスポートについては以上です。

次に、不妊治療に関してですが。不妊治療の対象が特定不妊治療ということで、医療保険が適用されていないことから、その高額の治療費を利用者にとっては大きな負担になるということで、県の補助金に上乘せする形で補助をする予定です。妊娠、出産を希望する方の経済的な支援をしていこうという趣旨で、不妊治療の制度を実施する予定です。

で、県の助成だけでは全額を賄えない場合が対象となりまして、一つの夫婦で最大 20 万円の補助ができるように、制度としてはなっております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

すいません、これは 110 ページの方で、13 節委託料、地域の物流等の支援事業ということで、これ庭先集荷のことだと思っております。

現在、それを利用されている農家、出荷されてる方の数をお願い致します。

それと、私、ちょっと説明があったと思う 112 ページの方の上段になりますが、園芸ハウス整備事業補助金、何か 8 棟とかって言ってたように思いますが。これは個人に対するものなのか、それとも団体になのかということをお伺いさせていただきます。

それと 122 ページ、前にも説明受けたと思うんですけど、ストックマネジメントの調査委託費 700 万円。これ、灘で行われるようんですけど。

このストックマネジメントの目的がどういうことか。その目的についてお伺いさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

森議員の質問にお答えします。

まず、庭先集荷の実績値でございますが、28年度予定でございますが、60名までの出荷の方があるということでの見込みでございます。

昨年、27年度よりは出荷額も、27年度対比、28年度を比べますと少し上回るというような予定でございます。

それから園芸用ハウスでございます。まず、個人か団体かということなんですけど、事業実施主体につきましてはJA高知はたということで、高知はたへの補助金ということでございます。

8棟で、8団体で、品目別で見ますと、キュウリが3件、それからニラが2件、ミョウガが1件、レモンが1件、イチゴが1件ということで、全部で8件、8棟の予定をしております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは、122ページの委託料、ストックマネジメント調査委託、これについてお答えします。

こちらにつきましては、灘漁港の施設構造物堤帯、堤防等の堤帯の寿命を延ばす調査を行います。通常、コンクリートでしたら50年が寿命と考えていますが、それを何もしなければ50年ですが、途中で措置をすることによって70年とか80年、そういうふうに施設の寿命を延ばす、そのための計画を作ると、そういうものです。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

110ページの方ですが、この委託されてやってる方は何名なのか。

それから、出荷の方の60名の方ですか、この方たちは幾ばくかの手数料というものが発生するかについて、再度お伺いしたいと思いますことと。

112ページの方ですけど、JA高知はたということになっておりますが、8棟すべてが。これは8団体ということになってますが、8団体ということは共同でやってる農家の方を指すがでしょうか。それとも、こういうことですので、まあキュウリとかニラとかいろいろとやって、レモンとかイチゴとか、なかなかやられているようですけど。団体というように言われたと思います、今も説明の中で。いうことは、共同でやってる方を指すのでしょうか。そのJAが指定した、いうたら申請した個人の農家の方がその恩恵を受けられるのでしょうか。なかなかこの農家のやりようお仕事で共同でやりゆう方というのは割と少ないというように、私の勝手な解釈ですけど。皆さんが独立で、個人個人がやられてるハウスがほとんどだと思っております。JAに団体として、この補助金制度のお金を渡し、それで、あくまでも町内のそういう農家の園芸ハウスをやってる方々が個々で申し込みをして、その恩恵が受けれるものか。

そここのところがちょっと私には理解ができなかったもので、再度説明をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

森議員の再質問にお答え致します。

まず、庭先集荷の部分でございますが。出荷手数料、出荷に際しまして出荷者、農家の方から5パーセントの出荷手数料を頂いております。

売上額についても、26年度が約800万ぐらいですので、それよりは若干超えるというふうに、今のところ見込んでおります。

それから、園芸用ハウスの補助金の件でございますが、先ほど農協、事業実施主体が農協であります。いわゆるレンタルハウス事業でございますので、農家の方が農協へ申請ということになりますが、農協からそれぞれが町の方へ申請をしていただいて、それから町が県への補助申請というルートで行いますので、あくまでも立ててそこを利用するのは、それぞれの農家さん個人ということになっております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

パーセンテージで、これ本当はさっきの答弁漏れになりますけど、集荷に当たる方の人数を、私、お聞きしたと思います。

もうこれ以上質問することないので、ここで何人の方がかかわっていただいておりますか。年間ね、その集荷に。その人数をお聞きしたつもりやったんで、そこをお願い致します。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

森議員の再質問にお答え致します。

集荷委託先が有限会社ビオスでございます。現在6ルートで集荷業務を行っております。佐賀、大方、それぞれ1名。基本的には1名、1名で、合計2名で集荷に当たっていただいているという現状でございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

澳本君。

5番（澳本哲也君）

120ページ、19節ですけども、負担金補助及び交付金の中で、種苗放流の事業280万。

来年、アマダイを1万尾ということになっておりますけども、今年、実際サザエの稚貝を予定しておりましたけども、なかった。蓋を開けてみたら、もう稚貝がないということでしたので。

まず、この1万尾は確かに確保できるのか。

そして、この単年度の事業なのか。計画を持って何年かやるということで、そういうふうな計画を持っているのか。

2点です。お願いします。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは澳本議員の質問にお答えします。

まず、種苗の確保についてですが、アマダイにつきましてはストレスの多い魚種になっています。そのため、通常でしたら40ミリを種苗で販売をしているところなんですけど、なかなか40ミリを放流しても歩留まりが厳しいですので、70ミリを要望しているところなんです。ただ70ミリになると、先ほど言いましたようにストレス

を持つ魚ですので、相当、種苗の残存率は厳しいと聞いてます。

今回、種苗につきましては山口県の栽培漁業公社、そちらから入手をしていますが、これにつきましても今後5年ぐらいを計画をしています。ただ、先ほど言いましたようにストレスの多い魚ですので、必ずその1万尾が確保できると、そういうことはやはり厳しいということは伝えられております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

125ページの方ですが、工事請負費、15節の。この所で、共同作業所の場の改修工事が440万挙がっておりますが。これ、長瀬と、もう一つ何か、ちょっと私聞き漏らしましたけど、長瀬地区の工場ともう一つ何かあったと思いますが。

どのような改修工事が必要になっておるかということの説明をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それではご質問にお答えを致します。

この15節の440万でございますけれども、長瀬地区縫製関係等作業所倉庫の建築工事でございます。

内容と致しましては、現在、倉庫が少し少なくて、製造をしたものをストックする場所がございませんので、そのストックヤードとして倉庫を建築するものでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

141ページをお願い致します。

それで委託料として挙がっております、シロアリ駆除の委託が229万1,000円が挙がっておりますが、これほどこの施設をやられるのか。

どれぐらいの、何件やられるかについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは質問にお答え致します。

錦野団地6戸、王迎団地9戸、それぞれの団地について委託を致します。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

そうすると、王迎と錦野ということですので団地ということですが、一戸建ちの方の住宅が木造ですので、ここの部分のシロアリ駆除なんですか。

2階建ての一戸建てが、錦野で6棟かな。で、向こうで10戸ぐらいあるんですかね。あの王迎団地の方で、この木造建築の町営住宅のシロアリ駆除ということなんですか。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

今、森議員が言われたような、その木造住宅の駆除の委託でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

146ページ、147ページになりますけど、一番下の15節工事請負費の一番下、避難所環境整備事業で4,200万。それから、18節の備品購入費で、避難所環境整備事業で4,200万ありますよね。

これ、どんな工事でどんな事業になるのかをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮地議員のご質問にお答えしていきたいと思っております。

146ページの避難所環境整備工事請負費と、それから147ページ、備品購入の避難所環境整備事業についてでございますけれど。これは平成28年度現在、42カ所の避難所運営マニュアルというのを作成しております。その運営マニュアルが完成した避難所に対して、県の方でですねその次の年だけ3分の2の補助という、補助率のいい制度がございます。それは2年目になると受けられない事業でございます。まずその事業を利用して実施するわけでございますけれど。

その内容を、一事業に対して最大事業費として200万とされてます。それを予算的には、現在、工事請負費に100万円。どういうものが考えられるかということ、集会所、避難所なんかの手すりをつけたり、スロープをつけたりということが考えられようかと思っております。

それから、備品購入の方で100万円。それはどういうことが考えられるかということ、屋外のトイレとかですね、車いすとか倉庫とか、さまざまなことが考えられると思っております。

予算的には工事と備品に振り分けておりますけれど、具体的な計画はこれから29年度に入ってマニュアルを

完成した後にですね、地域の皆さまと協議をしながら内容を詰めて、必要に応じて流用をかけながら実施をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

先ほどの補足をちょっとさせていただきたいと思います。

147 ページの避難所環境整備事業 4,265 万 1,000 円のうちの 4,200 万までは、今、情報防災課長の申したとおりでございますが、残りの 65 万 1,000 円につきましては、鈴地区の避難者用のテントを整備する費用でございます。

鈴地区には避難所がないため、テントを整備してですね、それを活用していくということでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

昨年度の質問のときにドローンの購入をお願いしたと思うんですが、予算化に向けて検討していただいたと思うんですが、どこに組んでおられるかなと思います。

それともう 1 点は、この間の説明のときにあったかも分かりますが、ヘリポート整備事業が 850 万組まれてますが、これ、どこでしたでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

すみません、お待たせしました。

まず、ドローンでございますけれど、1 台だけ、18 節備品の方に組んでおります。

それからヘリポートでございますけれど、平成 29 年度に馬荷地区の整備をする予定です。

予算としてはですね、15 節ヘリポート整備工事 850 万が予算計上させていただいております。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

小松君。

13 番（小松孝年君）

同じ所の備品購入費の中で、AED の購入。今回、予算、いつもと違ってよくつけてくれてまして。

多分 7 台分だと思うのですが、何台かと。

それから、どこに設置する予定かということ。その 2 点。

それともう一つ、もしよろしければ、この予算と関係ないかもしれませんが、現在設置されてる場所をもう一度お知らせください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、小松議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、AEDでございますけれど、6台を平成29年度に予定しております、場所としては、旧北郷小学校、旧馬荷小学校、熊野浦集会所、湊川ふれあいセンター、中ノ川集会所、それから蜷川健康支援センター、以上、6台ですね。

(小松議員から「はい」との発言あり)

北郷小学校、馬荷小学校、熊野浦集会所、湊川ふれあいセンター、中ノ川集会所、蜷川健康支援センターの6台でございます。

続いて、これまでに整備されたAEDでございますけれど、町で整備したものとですね、それから町以外のものが整備したものがございまして、すべてを入れると46台になります。それぞれの場所はマップで確認はできますけれど、少し46台というのは長いので、町が整備した個所につきまして申し上げたいと思います。

まず、佐賀庁舎1階、それから大方庁舎1階、鈴分団屯所、拳ノ川総合保健センター、大方あかつき館、北郷小学校、馬荷小学校、熊野浦集会所、湊川ふれあいセンター、中ノ川集会所、蜷川健康支援センター、仲分川集会所、市野々川集会所、伴太郎集会所、川奥集会所、市野瀬集会所、小黒ノ川集会所、黒潮町森林組合、大方橋川集会所、米原集会所、御坊畑集会所、道の駅ひなたや、田野浦集会所、大井川集会所となっております。

新規設置とダブった所は、新旧入れ替えの所でございます。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

質疑ございませんか。

小松君。

13番 (小松孝年君)

ダブったところは新旧入れ替えということで。このAED、かなり以前、7、8年前から言うともう設置されて、すごいいいことだと思います。

まだまだ設置されてない場所が何か所かは、集会所なんかですね。あると思いますけど、今後もずっとそうやって全集会所というか、全地区に1個は配置していく予定はありますか。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では、再質問にお答えしたいと思います。

必要な場所があればですね、これからも設置していきたいと思いますが、町だけの設置というよりも、民間、さまざまな団体等のご協力をいただきながら設置を進めていきたいと思っています。

議長 (矢野昭三君)

質疑ございませんか。

質疑ないですね。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、12 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、13 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出全部の質疑を終わります。

これで、第 1 表歳入歳出予算の質疑を終わります。

次に、第 2 表債務負担行為の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第 2 表債務負担行為の質疑を終わります。

次に、第 3 表地方債の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第 3 表地方債の質疑を終わります。

これで、議案第 97 号の質疑を終わります。

次に、議案第 98 号、平成 29 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 98 号の質疑を終わります。

次に、議案第 99 号、平成 29 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 99 号の質疑を終わります。

次に、議案第 100 号、平成 29 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 100 号の質疑を終わります。

次に、議案第 101 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 101 号の質疑を終わります。

次に、議案第 102 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 102 号の質疑を終わります。

次に、議案第 103 号、平成 29 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 103 号の質疑を終わります。

次に、議案第 104 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての質疑はありませんか。

藤本君。

(藤本議員から「あ、そうか。すみません」との発言あり)

取り消しですね、はい。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 104 号の質疑を終わります。

次に、議案第 105 号、平成 29 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

森君。

10 番 (森 治史君)

歳出の方の 10 ページの方ですが、委託料としてあります、その医療費適正化等推進事業委託となっておりますが、その医療費の適正化推進ということはどのようなことを言うのでしょうか。

ちょっと、医療費に適正化というようなものがあるのかなというように思うんですが。それは病気になればどなたでもかかると思いますし、時にこれ後期高齢の方の医療費の方ですので、高齢の方がなかなかその適正化というのは何をもって適正かというように、全く見えないんです、私には。

だから、そのところの説明をお願いを致します。

議長 (矢野昭三君)

住民課長。

住民課長 (藤本浩之君)

それでは森議員のご質問にお答えします。

この医療費適正化推進事務委託というのは、これは国の方の事業名でございまして、正確には高齢者の低栄養防止・重症化予防の推進ということになります。

事業の内容につきましては、高齢者にとりまして低栄養は免疫力の低下や、それから筋力の低下を招くことになります。それで認知症等の発症や悪化させることなど、持病の重症化、それから要介護状態の悪化につながりますので、それで在宅生活を困難にする原因の一つになっております。

その低栄養、筋力量の低下によります心身機能の低下の防止のためにですね、専門職、調剤薬局の薬剤師さんと、それから医療と、そしてあったかふれあいセンターが連携して、この低栄養、筋肉低下防止のための取り組みを行う保健指導を行うこととする事業でございます。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

森君。

10 番（森 治史君）

基準というのもお伺い致しますけど、どの程度の基準的なもんを設けて、その方々をそういう運動というんですかね、ならないように指導をするというんやけど。基準的なもんはなくて、まあ、あつたかふれあいなんかへ来ている方々に、その利用する方々を対象にしてそういう活動をやっつけていかれるのか。まあ、こういうことにならないようにこうしましょうねとか、ああしましょうねとか、食事はこうしましょうねとかいうような指導をなさっていくということが目標なんでしょうか。

その言い方でいくと、低栄養価とかそういう、まあ体が弱りゃあ免疫も弱くなってきますし、まあ年がいきゃあ無論、筋力というのは確実に落ちるようです。スポーツをしてても 70 を超すと、同じ勢いで投げても前へ飛ばんぐらい筋力が落ちるらしいですので、そのあれやけど。基準的なものを設けてやるんじゃないかって、その利用されてる方を対象にそういう指導をはめてやっつけていかれるか。

そうすると今度、来ていない方に対する指導をどうするかという、2 点目の問題になりますけど。

そういう問題も出てくると思うんですが、そのへんを今後どのように対応されていくかについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは森議員のご質問にお答え致します。

この制度いいですか、この事業の基準となる部分につきまして、一つずつ挙げていきたいと思いますが、一つは、BMI が 20 以下ということ。

それから、体重が 6 カ月間に 2 キロから 3 キロ減少、または体重減少率が 3 パーセント以上の方。

そして、血中ヘモグロビン値が、男性は 12.7、女性は 11.6。

それから総コレステロール値、男性が 156 以下、女性が 182 以下。

それから血清アルブミン値、それが男性が 3.5、女性が 3.9。

そのような数値の基準がございまして、それにかかわる方につきまして 30 名を抽出致しまして、その 30 名の方に対して行うということになっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の説明でいきますと、30 名を選ぶということになっておりましたけど。

そうすると、特定検診なんか受けたときのいろんなデータを基にして 30 名を割り出していくということ、というように受け取ってよろしいのでしょうか。

その特定検診受けてない方なんかの場合は漏れてくるということですよ。まあ、それも受けてないもんは出せれんと思いますけど。この、何か血液中の何か 12.7 とか 11.6 いうたら、私はもうこの 12.7 ないので、まず引っ掛かると思いますけど。

まあ、いわゆる、あくまでも健康診断を受けた方でほんとに危ないなという方を、30 名の方をピックアップして、その方々に指導をはめるというように解釈いか理解してよろしいでしょうか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

議員の質問にお答え致します。

議員のおっしゃるとおり、これは高齢者、後期高齢者の特定検診。後期高齢者は特定検診と申しませんが、高齢者検診でございますが。そちらの部分を受けていただいた方のデータをを基に抽出をさせていただきます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 105 号の質疑を終わります。

次に、議案第 106 号、平成 29 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 106 号の質疑を終わります。

次に、議案第 107 号、平成 29 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 107 号の質疑を終わります。

次に、議案第 108 号、平成 29 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

さっきの説明のときに、インターネット通信は 96 人の契約があったと、増える予定ということで話されたと思うんですが。これが増えてきますとですね、まあ水道水に例えるなら、配管の 20 ミリの所に 96 名も来たら、水の出がちょろちょろとなると。つまり、ネットの速度が落ちてくるということが考えられます。

現在もですね、この間も住民の方から電話がかかってきておって話されていたんですが、もう途中で止まるということがあると。まあ時間帯にもよるとは思うんですが。その対策として、ISP の業者を変えるということで話されておったと思うんですが、それだけで対応できるのかなあと思っています。

ISP の業務通信運搬うか何かは、10 ページの所に 3,600 万組まれておりますけど、実際に 100 メガの通信速度の 5 分の 1 ぐらいであればまあ許容範囲だろうというのは、ネットの所では言われておると思うんですが、それ以下で 100 メガのところをですね、0.42 とか 3 とか、そういう状態ではもう止まった状態になってくると思うんです。

その付近の対策的にはどのように考えられて予算化されておるのか、お伺いしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員のトランジットに関するご質問にお答えしたいと思います。

インターネット環境で最も大切な問題と認識はしております。その関係で、平成 28 年度 1 年かけて、上位プロバイダーの契約者を 29 年度から別の業者に切り替えるようにプロポーザルをしてきたところでございます。そ

の結果一定の、費用は増えずに、これまでとは比較にならないサービスを受けれる環境の契約ができる見込みができました。

従いまして、平成 29 年度からはその契約に基づいてトランジットを確保していきますので、予算上は増やしてないですけど、環境そのものは 29 年度からトランジットの問題は一定解決すると思っております。現在の契約上 100 メガというふうな契約書の中の説明になっておりますけれど、当然、それを超した状況になってきますので。

ただ、現在の問題はですね、利用者の方の利用の仕方が、いわゆる動画を使って非常に多くの、一人の方がデータを占有するというか使っている状況があります。しかも、これは今後も続くと思っておりますので、それに対応する対応というのは、これからも延々と続けていく可能性があるかと思っておりますけれど。

一方では、増えたら増えたほど高くなるかという、そうでもないみたいでして。トランジットのデフレという言葉もあるように、トランジットの単価そのものも下がってくる環境も考えられます。

だからそういうことも踏まえて、今後、新たな契約する業者としっかり協議しながら、どんどん予算をとにかく増やすわけにはいきませんので、その経営を圧迫しない中で今後さらに努力をしてみたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 108 号の質疑を終わります。

次に、議案第 109 号、平成 29 年度黒潮町水道事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 109 号の質疑を終わります。

次に、議案第 110 号、黒潮町道の路線認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 110 号の質疑を終わります。

次に、議案第 111 号、黒潮町和紙工房施設に係る指定管理者の指定についての質疑はありませんか。

中島君。

8 番（中島一郎君）

ちょっとお聞き致します。

今回のこの管理者指定の場合にですね、この土地の施設の所在地、橘川 157 番地の土地ですが。

多分、町がこの用地を買収していると思いますが、その買収面積とですね。

それから、この施設、和紙工房施設ですね。これの施設概要といいますか、そのへんをひとつ教えていただきたいということと。

それからもう一つ、議案第 88 号でしたかね、88 号でこの管理条例が提案されているんですが。この中で、利用者が指定管理者に利用料を払う、こう仕組みになると思うんですね。公募によらないものでありますけれども。このへんのちょっと流れを説明していただきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは中島議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、この土地につきましては、代表地番として佐賀橋川の 157 番地をここでは書かさせていただいておりましたが、あと、残り 159 番地 1 もございます。

面積は、157 番地が 249 平米、それから 159 番地の 1 が 142 平米ということで、合計 391 平米ということになります。この土地については買収ということではなくて、使用貸借という形を取らせていただいているところでございます。

それから建物の概要でございます。建物につきましては、木造平屋建てで、屋根、外壁ともガルバリウム鋼板を使用しております。床はコンクリート。大体、主に作業場とトイレと手洗いでございます。

作業場の延べ面積、床面積は 56.31 平米ということになってございます。

あと、釜場。この楮（こうぞ）を釜で湯がくための釜場がございまして、別途になっておりますけども。釜場の延べ面積が 8.91 平米ございまして、釜が 2 つ、その中に設置するという形になっております。

あとは、水槽が 2 連でございまして、そこで楮（こうぞ）なんかを洗うというような形になってございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

利用料金について答弁漏れがありまして、申し訳ありません。

88 号の方の条例の中で、利用料金の規定を第 6 条に定めております。

この利用料金につきましてはですね、現時点で利用料金があるということではございませんけども、ちょっと将来発生する恐れがあるので、この条項としては載せさせていただきました。

指定管理者が払う使用料としましては第 5 条の方に規定をさせていただいておりますので、それ以外の方がその施設を指定管理者に支払って利用する場合があるという場合には、この条例の規定です対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

これは今回新しい施設なんですけれども、この場合やはりあの用地、昨日見せていただいたんですが。

これ、多分高規格道路の関係で、残土であそこを盛り土した、埋めたところだと思うんですね。多分、あの土地は橋川の方が所有していたと思うんですが、その土地が買収できなかったということですか。そしたら、その方から賃借料で借り上げて借って、その施設を建てたということなんでしょうか。今のお話では、何かそこらあたり、もうひとつちょっと説明をお願いしたいんですが。

やっぱり新しい施設を造るのに、行政としては民間等々からやっぱりその用地を借り上げない、借らないということをひとつの方針として、長い間ずっとそういうことを加算していきますので、そういう問題を起こさないような方法でやっていると思うんですが。まあ、それは事情は事情があり、そういう結果になったかと思っておりますが、そのへんもうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

それから、この利用料金の設定の場合、そしたらこの運営団体は佐賀北部活性化推進協議会が全部、自分とかが運営して管理もやるという理屈、大半が。そういう考え方でいいわけですね。第三者から誰々が借ってやるとか何とかいう理屈でなしに、利用料はまず発生しないという考え方で、計画および収支計画書はできちゃうということですね。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

中島議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、買収の件でございますが。議員が申されましたように、佐賀橋川の地域の方が当初はお持ちだった土地だったというように聞いておりますが、その後、この佐賀北部活性化協議会のメンバーの方が買収をした土地でございます。その土地をですね、町の方で無償で借り上げてまして、施設を建設してるということでございます。

それからもう一つ、先ほどの議案第 88 号のですね第 6 条の、利用者が指定管理者に支払う利用料金につきましてはですね、基本的にはこのようなことはないというように思っておるんですけども。ただ、この佐賀北部活性化協議会で全部運営管理をしていくわけですけども、ただ、そのメンバーの方が個人的に使いたいという場合がもしかして起こるかもしれないということですね、そういった場合には一定利用料金を取ってですね、お貸するということもあり得るのではないかとということで、この条項を入れさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

議案第 111 号は指定管理に係る議案でございますので、そのようにご理解をして質問いただきたいと思ます。

次、質疑、要りませんか。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

ないですね。はい。

質疑なしと認めます。

これで、議案第 111 号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっております、議案第 80 号から議案第 111 号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 11 時 42 分